

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇部市長 篠崎圭二

市町村名 (市町村コード)	山口県宇部市 (35202)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉部地区 (今小野、荒滝、犬ヶ迫、鍋倉、大畑、砂香、市、伊佐地、柏村、大棚、黒川、上市、宮の馬場、広河原、山中、小河内、大河内、黒五郎、藤ヶ瀬、長谷) (上記集落のうち農用地区域)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日、令和6年11月14日 (第1回～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、農業従事者数は減少している。一方、当地区におけるほ場整備については、まとまった農地を中心に実施済である。なお、ほ場整備地区の一部において法人の集積はあるものの、大半は個人農業者による営農が行われている。ほ場整備地区外では、耕作放棄地が点在しており、大型の農機具の出入りが容易な農地は十分にあるわけではないため、担い手への集約には限界がある。規模拡大を希望する既存の担い手農業者や新たな担い手候補者と協議をし、吉部地区に限らず周辺地区も含め農地の斡旋を行う。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農事組合法人1法人、会社法人1法人及び個人の認定農業者を主要な担い手として位置付けている。担い手の農業者は、ほ場整備事業を実施した地域や耕作条件の良いほ場を中心に、それぞれの経営を行っている。なお、作付品目は水稻、麦、飼料作物、施設野菜、露地野菜が中心であり、品目は現状を継続するものと考えられる。新たな担い手候補者が現れた場合は、条件の良い農地の斡旋を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	287.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	238.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

既存の認定農業者等担い手が耕作する農地を「農業上の利用が行われる農用地」とし、条件の悪い復元不可能な農地等を除いた農地を「保全・管理が行われる区域の農用地」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等が耕作しているほ場整備事業を実施した条件の良い農用地を守るとともに、担い手がこれから集約を希望する農用地は明確になり次第集約予定地として位置付けていく。なお、当地区において今後基盤整備等を行う予定はない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
区域内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付け、その農地を担い手に集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区では、過去に13集落で計185.2ヘクタールの基盤整備事業を実施済である。 なお、今後基盤整備等を行う予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農事組合法人1法人、会社法人1法人及び個人の認定農業者が主要な担い手として営農を行っている。今後担い手に対する農地の集約等を行うとともに、新規就農者や農業参入企業、定年帰農者、半農半Xなどの就農希望の該当があれば、積極的な受け入れを支援し、多様な担い手の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地区では、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用の予定はない状況である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①導入した防護柵等の活用を継続的に行う。
③本市ではスマート農業を推進しており、スマート農機等の導入希望に応じて、積極的な支援を行う。